

第十三回 参議院水産委員会會議録第三十五号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)午後二時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君  
理事 千田 正君

委員 青山 正一君  
秋山俊一郎君  
藤野 繁雄君

政府委員

調達庁管理局長 長岡 伊八君  
事務局側

常任委員会専門員 岡 尊信君  
常任委員会専門員 林 達磨君  
説明員

水産庁漁政部長 伊東 正義君  
水産庁漁政 家治 清一君  
部漁政課長

本日の會議に付した事件  
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案」を議題に供します。前二回の委員會において總括的質問はまだ盡きたとは申しませんが、相当ありましたので、今日は逐條

審議をいたしたいと存じます。第一條から逐條に審議いたします。先ず第一條、第二條について何か御質問があつたらお願いいたします。

○秋山俊一郎君 前々委員會でございましたか、私が質問をいたしました漁船の操業に限らないで水面を使用しておる事実に対する問題は、水産庁当局ではどういふふうに処置されておりますか。

○説明員(伊東正義君) この前御質問のありました海辺等におきまする網干し場の問題でございますが、これは調達庁ともいふ／＼ご合せしたのでございますが、正式に申しますと、この法律なり、特別調達庁でお出しになりました土地等の使用等に関する特別措置法とか或いは民事特例法を三つ考えましても、なか／＼この問題は困難でございます。それで正式の形として行くとこれはやはり見舞金という形で行くはかばかしいのではないかと結論に今達しております。それで我々も具体的な例というのでい／＼過去に補償した場合等を考えたのでございまして、秋山委員の御説明になりました上りな問題、実は農林省としてはそういうケースに当りませんので、今までは補償は出しておりません。今法律論をやりますと、今の三つの法律ではなかなかこれはむずかしいのではないかと、ただ答へられますのは、そういう場合の漁業権等と結び合わせて、漁業権漁業或いは許可漁業等と組み合わせる漁獲量の問題とか、そういうところこ

これは便法的に救うか、何かそういうことでも考えん限り正式にこの法律から真つ正面で救うというふうな結論には達しておりませんでございまして。

○秋山俊一郎君 それは少し私はおかしいと思うのです。成るほど漁船に上らないものは見舞金その他によつて補償ができるという事はわかりませんが、少くとも漁船によつて漁業をして損害をこうむつた問題に対する補償である、漁船を使用して制限を或る程度けれども、それが仮に損害をこうむらなければそれでいいわけなんです。従つて漁船は使用しておられるけれども、その漁業自体が制限を受けた、即ち或る根拠地に帰つて来て網の干場がないから、そこでその仕事は非常な損害を受ける。非常な他の不便な所に網干場を移せるか、或いはその漁船のために根拠地を移してやらなければならぬ。それに伴ういろいろな損失は大きなものがあると思うのです。そういうことを考定するならば、ただ漁船の操業だけをいふ必要はないかと思ふ。それじやいけないかと思ふ。漁業がいわゆる經營上損害をこうむつたという観点から行くなれば、必ずしも漁船の操業を制限した場合のみ限るといふことは私はおかしいと思ふのです。

水面を使つておる、それは水面使用の許可によつてそういうものができておるのです。これはもう漁業と不可分なものです。そういう事実はそう類案にはないかも知れませんが、併し当然あり得る問題だと思ふのです。問題が起つた場合にそれを見舞金でやるということになると非常におかしいものになるので、見舞金というのは大体先般も申上げましたように、何か一時的にそういう問題が起つた場合には見舞金で補償する上りな恰好になりますけれども、ずつと継続して行くものに見舞金というところで出すということは、結局補償するということと同じような恰好にしなければ意味がないと思ふ。

○説明員(家治清一君) その点でございしますが、実は私どもの趣旨としてしまは、第一條の制限が第二條の損害補償を賚り出すための前提でこれは止むを得ず書いた次第でございまして、御質問のように漁業の制限ということとは実は成るべくやりたくないでございまして。漁業そのものは制限はやりたくないでございまして。で、漁船の操業をやるべきは最大限にやる、それでどうしても支障のある場合に一番支障になるところだけを抑えて、それで一応制限或いは禁止をする、それに対して補償をいたす、こういう考え方にいたしました次第でございまして。それで例へば漁船を使わない漁業のほうは、これは大体といえますが、殆んど全部が漁業権漁業の対象になつておりますので、その関係では別の土地使用等の特別措置法によつて救済せられる、こういう考えでできておりますので、成るべくは漁業全体の或いは漁業そのものの制限或いは禁止はやりたくないと思つております。

○説明員(伊東正義君) この問題はこれは水面の提供ということからも問題になつて来るわけなのであります。この前御質問のありましたのは水面、海上における網干場の問題ということでございます。

○秋山俊一郎君 そうです。長崎県において全部水面にできております。海の上にかけて出ている、陸でやるならば私もあえてそれを言いませんが、

○説明員(伊東正義君) 御質問の点は確かにこの法律から言いますと抜けております。我々この法律を作りますときには、大体水面提供のための漁船の操業制限というところで行けば被害の大部分はカバーできるのではないかと、過度の補償の実態とかそういうものを調べましてこの法律を作つたわけなのでございまして、御質問の点はこの法律から言いますと確かに抜けております。今漁業の制限に抜かつておられます。今漁業の制限という点にせんかというお話でございしますが、この点は我々としてしても少し研究してから御答弁いたしました



○千田正著 但しこれはやはり常識の点からいって、社会通念から、五年も六年も前の問題を持込まれたんじや容易でやないと思うのですが、その点はどうなんですか。それでも構わないのですか。例えば三年前に問題があつた同一事項のことを持出して賠償の請求をするというふうな場合があり得ると思わなければならぬのですが、そういう点も何ら制限しなくてもいいのですか。

○説明員(家治清一君) この点は、実は特に定めなかつたというのでございませうが、私どもの希望と言いますか、指導方針としては、お話のように、その個人の都合で三年も五年も放つて置いて、それからあとで申請されるということは、それによつて指導したい。それからもう一つは、被害を受けた漁業者の事情からいいたすと、一刻も補償を早くもらいたいというのが実情でございませうので、その被害を受けた地区においては、洩れなく何と言いますか、まゝとまつて申請されるように、府県庁を通じて、関係の組合等を通じて指導いたしまして、万が一かの都合で洩れた場合は、それは普通常識で理解できる程度の遅延は、これは勿論許す。それから、余り非常識に、十年も十五年も放つて置かれた場合には、たとえ補償になりましても、実態に副わなくなると思ひますので、そういう洩れがないように十分注意して、実際問題として解決して行きたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 ほか何か規定があるのかも知れませんが、この第一條から、今の千田委員の御質問に関連して来るじやないかと思うのですが、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業

を制限し、又は禁止することができ。制限、禁止したことをどうして知らせるか、知らせなければならぬという規定が普通ならあるのですが、それが皆に行渡つてからの問題になるわけ、例えて言いますれば、制限があつたという通知がなければ、まだ制限があつたことを知らないかも知れませぬ個人は……。そうしてそこで仕事をしておつたところが、それはできないということになつて、或いはそういう制限があると同時に知らせる、而もその禁止の相当期間を置いて前に知らしめてくれるならば、その措置ができるのですが、いきなりもう公布の日からこれは実施するのだと言われると、漁船の操業に非常に影響して来る。どうにもならぬような場合があるのではないかと。根拠地を移さなければならぬといつたような事情も生じて来ましようが、その規定は、これにないのはどうかにかにそういう規定がありますか。又こういうことを制限、禁止した場合は、それを論じらるゝというふうなことをここで譲り必要がありはせんかと私は考へる。

○説明員(家治清一君) この点は総理府令で規定になるのでございませうが、考へ方といたしましては、例えば、或る危険区域の中に年間固定しておきまするものは告示ではつきりと地域と期間が出ます。それから演習地区のよう場合にはおきましては、地区そのものは告示したいと思ひますが、実際に演習するのは、これは実は本日に演習すると言つても、事実演習しないこともあるので、実際演習が始まる時には別途漁船のみならず、一般船舶の関係もありまして、例えば水路部の公示な

り、それからラジオ等によつて通報がございませうが、その際にこの制限の措置も通報してもらひ、官報なり、広告なり、どうやりましても実は遅れ勝ちでありまして、成るべく最大限操業してもらひ、極めて危険な所だけ実際に行かないように制限する、こういう考へ方で、例えば演習を實際やります何日の何時から何日の何時まで、こういうふうなものもつと敏速に一般に周知できるような方法としましては、例えば、ラジオ等によつて周知の方法をとりたい。こういう考へ方でございませう。

○秋山俊一郎君 従来の制限、禁止の例を見まするといふと、水面の操業区域といふものをちやんと明示して来たはずなんです。それはジョージとか何かという名前がついて、どの区域には行かない。実際にそれを本日に何月何日から何日までやるといふようなことは、只今お話のような告示する方法をとつておるようですが、そういうふうな相当長い期間これを禁止して行く、或いは制限して行くというふうな場合は、何かはつきり周知せしめる方法がとられなければならぬと思ひますが、そういうものをこの規定の中に入れて工合が悪いじやありませんか。今私が申し上げましたように、いきなりそういうことをやられても漁船は戸惑ひしてしまふ。どうにもならないようなことになつて、この損害というものは非常に大きくなり、国家が補償するために余分の補償をしなければならぬ。前以てそれを通知して行くならばその補償も案外少なくて済む、もう盛漁期になつて、それをやられては大きな

損害、その年の経営は破壊されてしまふということになり、そうなる大きな損失を国家が補償しなければならぬ。それは前以て知らしておくならば、相当準備をして、その時期にはどうする、私がさつき話したように網を干す場所なんか、そう一朝一夕にどこにでもできるものじやない、波が荒いところなんかできるものじやない、そういう設備をするにしても、一日や二日でもできるものじやありません。だからして前以てそういうものは知らせるというふうなことが私は是非必要だと思ひます。その規定をこの中に入れておく必要があるのじやないかと思ひます。

○説明員(家治清一君) 周知徹底の方法はあらゆる手段を使つて的確な措置をとらなければならぬという点におきましては、全く同感でございませう。ただここに法律で特に書きませんでしたゆえんは、実は単に告示するとか、或いは新聞紙上で広告するということだけでは、実は足りないもので、先ほど申し上げましたように、演習場の区域がきまりましたならば、官報告示なり、或いは役場、県等を通じての組合等に対する通知なりはいたしますが、それだけでは又あれで、そういう演習場がきまりましたから、別に本日に演習をやるときまでは漁業をやつてもらいた。それで實際危いときはこれは、これはラジオ等によつて緊急に通知をし周知して、そのときだけはやめてもらひ、そうでない限りは演習場の設定がありまして、出漁してもらひ、そうすれば漁業者の被害も少し、国の補償も少くなる。相当期間において告示できる場合と、そうでなく、その都度一番的確にわかる周知徹底の方法と二

通りあると考へるので、特別に法律上周知の方法を規定しなかつたわけがございませう。

○秋山俊一郎君 私はそういうことがあるからおしななければいかんと思ひます。いきなりやられたら實際困る、だからしてこれは若し政府のほうでうっかりしておつてやらなかつた場合に、何もやらなくても通知するとは書いてないじやないかというところになれば抜けて道になる、ですからそういうものは大抵禁止することになつたら、禁止したらどうするといふ規定は、普通は付いておるわけだから、そういうものは何とかしておかないとおかしいのじやありませんか。

○説明員(伊東正義君) 今の御質問は、この規定の中に何日前までに告示するといふことを書いたほうがいいだらうといふことだと思ひますが、その点は私委員長になつて向うと折衝しておるのでありますが、ものによりましては、さつきお話のありましたように、これは、これは絶対危険な区域だと書いて来ておられます。場合によつては、この地区では演習をする場合は、十五日前に日本側に通知するといふことが書いてある地区もあります。地区につきまして若干向うとの話し合いも違つておられます。何日前までということとをびしやつとここにせば一番いいのでありますが、向うとの関係がありまして、何日前までに通知するといふことは、実は落したのであります。今交渉しておられますのは、向う側としまして、急にやつて日本の漁業者に迷惑をかけやいかんといふので、日本側のほうに通知して頂いて、これは年中危険の区域だといふことを早急にやる

つもりでありましたが、地区につきましても、向うは十五日前に通知をするとか何とかというものを区分けをして書いて来ております。そういうような関係で、この法律には何日前ということ並びに書けなかつたのであります。が、我々としては、先ほど家治課長が申しましたように、急に演習をするというようなことはやめて、或るべく早く通知をするというようなことはやりたいと思っております。それから又これは一回通知をいたしまして、向うで天候の工合とか或いは何かでやめる場合もございます。その日はやるといつていながら何日間かやめる場合もありませんので、そういう場合の通知の方法、これは実際やるといふ告示が出ておりました向うでやめる場合には、こつちも成るべく早くそれを漁民に知らせまして、本当はやる期間であります。が、漁業もするということもさしたるではありませんが、そういうこともいち／＼法律に書けばいいのであります。が、非常に具体的な場合になりまして問題がありますので、あとで申上げましたように、やるというて置きながらやめる場合は、これは今話合ひは一々東京からやつたのじや時間がかかるので、現地の部隊と漁業組合なり、警察なり、村役場と話すということを具体的に今交渉いたしております。

○千田正君 さつき家治課長からのお答えには第三條の期限を別に付さなくとも被害者は早く補償を要求するからいいだろうという御回答のようでありましたが、国内法においては、いわゆる日本の会計法から言いますと、この三十條によつて損害補償の期限の効力は五カ年と定めてあります。

○秋山俊一郎君 今の問題は、ここに總理府令の定めるところにより云々とありますが、その總理府令の中にそういうことを謳うのでありませんか。そういう内容は御承知ありませんか。

○政府委員(長岡伊八君) 總理府令に定めるところは十分研究いたしたいと思つておるのであります。ここに実は總理府令と書きましたのは手続を書いたのことでございまして、それによつて請求権を制限するといつたようなことができるかできないかという問題に相成るかと思つております。

○秋山俊一郎君 それは別に請求権を制限するのじやなくて、總理府令の中に請求しようと思ふものは何月何日、或いはその事件から何日内にどういふことを書いて出せ、こういうことは何制限じやないじやありませんか。まだそこは總理府令は案も何もないわけですね。若しなるとすれば、まだできてないといふ事は、そういうことも考へて、今いつたような疑念のないようにここに譲りのがいのじやありませんか。

○説明員(家治清一君) 總理府令は一応まあ水産庁でも実はまだ未検討なものでございまして、それについて特別調達庁と御相談中でございます。が、管理部長のお答えになりましたように、実は手続だけを規定するつもりで現在の原案はできておりますが、これは仰せのようによつて總理府令の定めるところにより、申請の期限を書いて書けないことではないといふ解釈で、法制意見局の担当参事官とはまあ連絡はして、どうしても書く必要があるならば書けないことではないだろうといふ、今のところはその程度でございます。

○委員(木下辰雄君) ほかにありませんければ、第四條に移ります。

○千田正君 第三條は一つ研究して頂きたいと思つて、我々もまあもつと研究したいと思つてから。

○委員(木下辰雄君) 一通り質問をいたしまして、その上で各委員の意見をまとめて善処することといたしたいと思つておられます。

第四條を議題に供します。では、第四條と第五條を一緒に議題に供します。ごさいせんければ、最後の第六條を議題に供します。ほかに何かありませんか。大体これで一通りの逐條審議は済んだものと認めます。

それから次の委員会におきまして各委員の御意見をまとめてこの取扱ひ方を御相談したいと思つて、本日はこれにて閉会いたします。午後二時五十分散会

の請願者 愛媛県松山市長 黒田 政一 外八十七名

紹介議員 玉柳 實君

愛媛県伊予灘海域は船舶の航行ひん繁であり、水産資源が豊富であつて、船舶の遭難が多く救助が不徹底であり、また密漁が多いため漁民の生活権が及びやかされてゐるから、海上保安庁の機構改革を機に、伊予灘海域の中心地である松山港に、警備救難の根拠地を設置せられるとともに、新たに専属漁業取締り兼指導船を配置せられ、この經營の国庫補助の途を講ぜられ、漁業を行ふ海上面積に対しても地方財政平衡交付金算定の基礎に含められたいと

の請願。

第二二〇号 昭和二十七年五月十二日受理

水産業改良普及技術員設置費国庫補助に関する請願

請願者 島根県松江市朝日町島根県漁業協同組合連合会長 青山新藏

紹介議員 伊達源一郎君

農業、林業、養蚕業等はいずれも国庫助成を得てそれぞれ指導員を置き効果をあげているが、水産業についても同様な施設を得れば、漁業經營の改善、生産力の増強、漁民生活の向上等が期待されるから、これが指導員設置費を国庫助成せられたいとの請願。

第二二八七号 昭和二十七年五月十五日受理

捕抑留船員の國家補償に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内二ノ二日本洋底曳網漁業協会の会長代理副会

愛媛県伊予灘海域における漁業取締り

長 伊東猪六

紹介議員 秋山俊一郎君

だ、捕抑留船員の抑留中の生活保障については、漁船だ捕事件の性格が、国際政治色の極めて濃厚な事実にかんがみ、全面的な国家補償制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第二三十四号 昭和二十七年五月十日

五日受理

八重根漁港築設に関する請願

請願者 東京都八丈島大賀郷村

長 奥山文一郎

紹介議員 安井 謙君

八丈島の八重根港は、本邦の最南端に在つて、南方漁場開発の基地として最適地であるから、漁港ならびに商港としてすみやかに築設せられたいとの請願。

第一〇八九号 昭和二十七年五月十日

六日受理

長崎県浅藻漁港修築に関する陳情

陳情者 長崎県下県郡豆駈村長

本石惣作外四十三名

浅藻区は豆駈村に属し対馬の最南端に位置しており、前面は浅藻湾をひかえ背面は山岳地帯となつてゐるため耕地面積狭く農業だけでは生活できず水産業の振興を部落の進路としてゐるが、港湾施設にみるべきものがないので漁港としての発展はおろか部落も衰退の一路をたどつてゐる現状であるから、すみやかに本漁港の修築工事を施行せられたいとの陳情。

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局